
教 育 委 員 会 規 則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第22号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則 (平成18年高知県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第28条第3号」を「第29条第3号」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」 を付し、附則に次の見出し及び5項を加える。

(連携型外認定こども園の職員の資格の特例)

- 2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、条例別表1の(1)(ただし書を除く。)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数が1人となる場合には、同表2の(3)の規定により、当分の間、第10条第1項第1号及び第3号の規定にかかわらず、同表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち1人は、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。
- 3 条例別表 2 の(1)及び第10条第1項第3号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、同表 2 の(3)の規定により、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。)をもって代えることができる。
- 4 条例別表2の(2)及び第10条第1項第1号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき 8 時間を超えて開所する連携型外認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における条例別表 2 の (1)及び (2)並びに第10条第1項第1号及び第3号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者並びに幼稚園の教員の免許状又は

保育士の資格を有する者については、同表2の(3)の規定により、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、教育委員会が幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、条例別表1の(1)の規定により連携型外認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	条例別表2の(1)及び第10 条第1項第3号本文の規定 により置かなければならな い保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免 許状又は小学校教 論若しくは養護教 論の普通免許状を 有する者
附則第4項	条例別表2の(2)及び第10 条第1項第1号の規定に対 度にいびこれが が大力で を がなり で で を が を が を が を が を が を が を が る の 後 れ で の り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	小学校教諭又は養護教諭の普通免許 状を有する者
前項	条例別表2の(1)及び(2) 並び第10条第1項第1号 及び第3号の規定に幼年 の数はないなければないなりで の数員の免許状る者並び保育 の資格を併有の免許はは 保育士の資格を有する者	教育の教育の名 対の名 を 対の名 を のののののののののので で ののののののので で のののののののので のののののので ののののので ののののので ののののので ののののので ののののので ののののので ののののので ののののので のののので のののので のののので のののので ののので ののので ののので のののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので ののので のので

附 則

この規則は、公布の日から施行する。